

下 総 第 1 1 5 0 号
令和3年(2021年)7月30日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する
報告に係る措置の通知について

平成30年11月26日付け監査報告第21号により提出のありました出資
団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、
改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり
改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

豊浦総合支所建設農林水産課

[指摘事項]

(2) 指定管理者監査

エ 涌田漁港について

(ア) 指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき条例や基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

a 指定管理業務であるプレジャーボート（以下「船舶」という。）の係留に係る使用許可に関する業務について、以下の事項が見受けられた。

(a) 指定管理業務である船舶の使用許可に関する業務について、下関市漁港管理条例施行規則で定める甲種漁港施設使用廃止届を使用していなかった。

(b) 使用許可の更新手続を行う際、基本協定書の仕様書（以下「仕様書」という。）に定められている更新手続の通知を行っていない。

(c) 利用者から提出される甲種漁港施設使用許可申請書（様式第8号）について、仕様書に定められた期間に受付していない。

(d) 利用者に交付した使用許可書について、仕様書に定められている利用料金の額が記載されていない。

(e) 利用料金を請求する際、指定管理者が発行した文書「プレジャーボート泊地料納入について（お願い）」を利用者に交付しているが、当該文書は、仕様書に定められている「書面（請求書兼納入書）」と言えるか疑義がある。所管課は、指定管理者と協議の上、仕様書の見直しなども含め、適正な対応を検討されたい。

(改善措置状況)

(a) 指定管理者に対して、規則で定められた甲種漁港施設使用廃止届を使用するように指導した。現在、同廃止届により届出がされていることを確認した。

(b) 指定管理者に対して、基本協定書の仕様書に定められたとおりに更新手続きの通知を使用者に対して行うように指導した。現在、仕様書のおおりに1月中に更新手続きの通知を使用者に送付していることを確認した。

(c) 指定管理者に対して、基本協定書の仕様書に定められている期間に甲種漁港施設使用許可申請書を受け付けるように指導するとともに、更新手続きの通知から使用許可書の交付までの一連の流れについて、資料を配布し説明を行った。また、更新手続きが必要となる施設の利用者に対して、書面にて申請書の受付期間を通知していることを確認した。

(d) 指定管理者に対して、使用許可書に利用料金の額を記載するように指導した。現在、利用料金を記載した使用許可書を発行していることを確認した。

(e) 仕様書に定められている「書面（請求書兼納入書）」の作成については、指定管理者から、納入書の作成は困難であるが、請求書に振込先口座や納入期限を記載するとの申出を受け、利用料金を請求する際の書面を「書面（請求書兼納入書）」から「書面（請求書）」に変更する変更協定を、平成31年4月1日に締結した。また、令和3年4月1日に締結した令和3年度から令和7年度までの指定管理期間に係る基本協定書においても同様の仕様とし、令和3年度分の請求を変更後の書面により行っていることを確認した。

b 指定管理施設以外の施設に船舶を係留しているもの。

(改善措置状況)

指定管理者と現地確認を行い、該当船舶を指定管理施設に係留するよう指定管理者を指導した。現在、指定管理施設以外の施設に船舶を係留させていないことを確認した。

c 指定管理者は、下関市漁港管理条例で定められた範囲内で利用料金を定め、事前に市へ利用料金承認申請書を提出し、市の承認を得ているが、申請時に利用料金の算定資料を添付していなかった。

(改善措置状況)

平成31年度の承認申請から算定資料が添付されていることを確認した。

(イ) 仕様書において、指定管理者はアンカーロープの点検（年1回）や交換（原則5年ごと）を行い、費用負担は指定管理者が行うものと定めているが、点検は行っているものの、アンカーロープに係る費用は、船主が負担している状況であった。所管課は、指定管理者と協議の上、次期基本協定書の見直しなども含め、適正な対応を検討されたい。

(改善措置状況)

アンカーロープは本来船舶に帰属するものであると思料されることから、指定管理者と協議し、令和3年4月1日に締結した令和3年度から令和7年度までの指定管理期間に係る基本協定書においては、アンカーロープに係る費用を船主負担とするよう仕様書の内容を見直した。

以上